

阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金

【申請要領】

<申請受付期間>

令和6年8月1日（木）～11月30日（土）

※予算がなくなり次第終了（先着順）

<受付・問い合わせ先>

阿久比町 産業観光課 商工観光係

〒470-2292

阿久比町大字卯坂字殿越 50

TEL：0569-48-1111

Email：shoko@town.agui.lg.jp

1 趣 旨

エネルギー価格高騰の影響を受けている町内の中小企業者又は小規模企業者に対し、光熱費の負担軽減を図り、事業継続を支援するため、阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金を交付します。

2 交付対象者

次に掲げる要件を全て満たす者

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者
- (2) 補助金の申請日時点において、阿久比町内に本店又は主たる事務所を有し事業活動を営む事業者（農林漁業を除く。）
- (3) 補助金交付日以降も町内で事業を継続する意思を有する者
- (4) 町税を滞納していない者

＜参考＞中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者			
業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
(1) 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（(2)～(4)を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
(2) 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
(3) サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
(4) 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等は含まれません。

【補助の対象とならない者】

- (1) 阿久比町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る接客業務受託営業を行う者

- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと町長が認める者

3 補助金額等

- ・ 令和5年8月から令和6年7月までの任意の一月に負担した事業用の電気及びガス料金の合算額（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内、上限5万円。事業用を証することができない場合の補助金の上限額は、1万円。（1,000円未満切り捨て）
- ・ 補助金の交付は、交付対象者につき1回まで。

4 補助対象経費等

- ・ 補助対象経費は、町内事業所の事業で支出した電気・ガス使用料とし、町内に複数の事業所がある場合は、それらの事業所のものを合算できるものとするが、任意の一月は同月とする。
- ・ 次に該当するものは補助対象経費としない。
 - (1) 販売を目的とするもの及び製品を製造するための原材料とするもの。
 - (2) 自宅兼事務所等で自家分として使用するもの。

<補助対象経費の計算例>

令和5年8月から令和6年7月までの任意の一月を選択

令和6年5月分の町内事業所における電気・ガス使用料			
種別	使用料(税抜き)(a)	事業用割合(b)※	補助対象経費(c) (a) × (b) = (c)
電気	72,500 円	40%	29,000 円
ガス	50,200 円	40%	20,080 円
合計額 ㉠			49,080 円

※青色申告決算書や収支内訳書で採用した事業専用割合等をパーセント表記で記入してください。
（自宅兼事務所等ではなく、事業用のみで使用している場合は、100%と記入）

申請額（請求額）は、合計額㉠ × 1 / 2（上限50,000円、1,000円未満切り捨て）

→（合計額㉠）49,080 円 × 1 / 2 = 24,540 円

→1,000円未満切り捨てで、24,000 円

申請額（請求額） 24,000 円

5 申請受付期間

令和6年8月1日（木）～11月30日（土）（郵送の場合は当日消印有効）

※予算がなくなり次第終了（先着順）

6 申請方法等

【提出書類】

以下の書類を提出してください。

※各書類の「写し」については、数字や文字が読み取れる状態で提出してください。

※電子申請の場合は、PDF 又は Word 形式とし、書類の種別ごとにできる限りデータを一つにまとめて添付してください。

※書類を紙で記入する際は、インク又はボールペンを使用してください。フリクション等の消せるボールペンは使用不可です。

※修正テープ、修正液、塗りつぶし等による修正は不可です。修正する場合は、当該箇所を2重線で抹消し、訂正印を押印してください。

No.	提出書類一覧
1	申請書兼請求書（様式第1号） ・押印は不要です。
2	誓約書兼同意書（様式第2号） ・押印は不要です。
3	補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写し（A4用紙） ※A4用紙に貼り付ける等してA4サイズで提出してください。 ・令和5年8月から令和6年7月までの任意の一月に負担した町内事業所の事業に対して支出したことを証する電気又はガス料金の領収書等の写し。 ・領収書等には、宛名、発行者名、金額、取引品目、使用場所、支払日若しくは領収日、利用月等の取引の内容が確認できる事項（以下、「必要事項」という。）が記載されている必要があります。 ・通帳の写しやクレジット明細等を領収書としてご提出いただく場合は、必要事項の記載がないため、請求書等（必要事項の記載がある書類）を併せて提出してください。 ・対象経費のうち、事業分で利用しているものと、自家分で利用しているものが混在している場合は、税務申告を基準に家事按分をしたうえで、事業分のみを申請してください。

	<p>・補助対象経費の総額が税抜き10万円を超える場合は、10万円を超えた部分については提出不要。</p> <p><電気・ガス料金の算出について></p> <p>・電気・ガス料金以外のもの（機器のリース料等）が含まれている場合、それらの金額は除いてください。</p> <p>・本補助金における電気・ガス料金の合計額の算出は、支払月における対象経費の合計額となります。以下の例のように、締め日等の経費が発生した月ではなく、実際に支払った月で合計額を算出しますのでご注意ください。</p> <p>（具体例）令和6年5月1日～5月31日に発生した経費を6月27日に支払った場合、同経費については、6月分の経費となります。</p>
4	<p>履歴事項全部証明書（法人の場合）※発行日から3月以内のもの</p> <p>・写しでも可</p>
5	<p>本人確認書類の写し（個人事業者の場合）</p> <p>・申請者本人の運転免許証、マイナンバー等の顔写真付きのものを提出してください。</p> <p>※運転免許証で住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。</p>
6	<p>直近の受付済確定申告書類の写し</p> <p><法人></p> <p>・直近の收受印入り「法人税の確定申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（2枚両面）」の写しを提出してください。</p> <p><個人></p> <p>・直近の收受印入り「所得税の確定申告書B（第一表）」の写し及び「所得税青色申告決算書（1頁及び2頁）」の写しを提出してください。（白色申告者の場合は、「所得税の申告書B（第一表）」の写し及び「収支内訳書」の写しを提出してください。</p> <p>※e-tax を利用して申告した場合は、申告書等とともに「受信通知」を添付してください。</p>
7	<p>振込先の口座番号等が確認できる書類の写し（A4用紙）</p> <p>※A4用紙に貼り付ける等してA4サイズで提出してください。</p> <p>・振込先となる通帳のオモテ面と、見開き1・2頁目部分の写しを提出してください。</p> <p>・必ず、以下の項目すべてが確認できる部分の写しであることをご確認ください。（電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。）</p> <p>①金融機関名 ②支店名・支店番号 ③口座番号・預金種別 ④口座名義人（漢字・フリガナ）</p> <p>※口座名義（カナ）については、小文字のカナ文字や一部の記号が使用できませんの</p>

	で、通帳等をご確認の上、正しく記載いただくようお願いします。 例) 小文字「ア～オ」「ヤ～ヨ」「ツ」は、大文字の「ア～オ」「ヤ～ヨ」「ツ」を記載。
8	開業届出書又は法人設立届出書の写し（開業間もない場合） ・開業間もなく、確定申告書類がない場合に提出 ・收受印入り又は e-tax を利用して申告した場合は、「受信通知」を添付してください。
9	その他必要とする書類（町から指示がある場合） ・指示があった場合に提出してください。

【提出方法】

産業観光課窓口へ持参又は郵送するか、あいち電子・申請届出システムにより提出してください。

(1) 電子申請（8／1（木）午前9時から受付開始）

下記フォームより必要事項を入力し、必要書類を添付のうえ申請してください。



<あいち電子・申請届出システム>

(2) 郵送での申請

下記宛先へ郵送してください。

〒470-2292

阿久比町大字卯坂字殿越 50

阿久比町産業観光課 商工観光係

7 審査

申請書類の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定通知をし、指定の口座への振込を行います。（申請内容に不備がなければ1ヵ月程度で振込）

※補助金の振込通知は、口座振込による通帳記載に代えさせていただきます。

※マーカーで該当箇所を明示する等、迅速な書類審査にご協力をお願いします。

※申請内容を審査した結果、補助金を交付することが適当でないと認められるときは不交付決定通知書を送付します。不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用等については、申請者の負担となりますのでご了承ください。

8 留意事項（必ずお読みください）

- ・補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに、返金を求めます。
- ・申請内容に不備があり、阿久比町が指定した期限までに不備を解消できない場合には、申請を取り下げたものとみなします。
- ・申請者に対し、必要に応じ書類の提出を求め、検査又は説明を求めることがあります。
- ・本申請に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。

9 問い合わせ先

阿久比町 産業観光課 商工観光係

〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越 50

TEL : 0569-48-1111 Email : shoko@town.agui.lg.jp